

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
財務省	(12) 確定申告・納税手続に関する情報提供経費	本省	—	316	308	▲8	▲5
事案の概要	確定申告・納税手続に関する情報提供は、申告納税制度の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現」するために実施するものである。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 広報の実施状況について

国税庁が実施するテレビCMと国税局が実施するケーブルテレビCMの放送エリアの重複や、同一駅構内においてポスター掲示とデジタルサイネージ放映が並存するなど、一部、非効率な状況となっていたことから、広報エリアや手法等の重複を解消し、広報の効率化を図るべき。

2. 広報効果、納税者ニーズとのマッチングについて

確定申告を行った者（行う予定の者を含む。）に対する調査の結果、インターネット、テレビ、新聞などの媒体については、実際に情報提供を受けて認知した割合、情報提供を希望する割合が共に相対的に高く、また、ラジオ、横断幕・懸垂幕、大型ビジョン等については、共に低い割合となっていることから、これらの効果検証の結果や納税者ニーズを踏まえ、効果が小さい媒体や納税者ニーズの低い媒体による広報を廃止・縮減するなど見直しを行った上で、効果及びニーズがより高い媒体に重点化するなど、より効果的な広報に向けた取組を図るべき。

3. e-Taxの利用促進について

e-Taxの利用率は堅調に推移しているが、他方、書面で申告した者（する予定の者を含む。）の過半数が、e-Taxを利用しなかった理由として、平成31年1月からマイナンバーカード及びICカードリーダーライター無しでe-Taxを利用できるにも関わらず「マイナンバーカードやICカードリーダーライターを取得していない」としており、また、「e-Taxを知らなかった」としているケースもあり、必ずしも広報がe-Taxの利用促進につながっていない状況も見受けられたことから、広報の実施に際しては、e-Taxの利用手続の簡便化・メリット等について重点的に周知するなどにより、更なるe-Taxの利用促進につなげるべき。

反映の内容等

1. 広報の実施状況について

駅貼りポスターについて、同一構内にデジタルサイネージ放映が並存しているものを廃止した。（反映額:▲0.7百万円）

国税局実施のケーブルテレビCMについて、国税庁が実施するテレビCMと放送エリアが重複しているものを廃止した。（反映額:▲0.9百万円）

放送エリアが重複するラジオCMについて、認知度が低いラジオ局による放送を廃止した。（反映額:▲1.5百万円）

配布エリアが重複する雑誌広告について、認知度が低い雑誌による広告を廃止した。（反映額:▲0.8百万円）

2. 広報効果、納税者ニーズとのマッチングについて

デジタルサイネージ放映について、地域における認知度が低く、広報効果が小さいものを廃止した。（反映額:▲1.2百万円）

雑誌広告について、地域における認知度が低く、広報効果が小さいものを廃止した。（反映額:▲0.3百万円）

3. e-Taxの利用促進について

e-Taxの利用促進に関して、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、令和元年分の所得税の確定申告からスマートフォンを利用したマイナンバーカード方式による申告が可能となるとともに、スマートフォン等専用画面の利用可能対象範囲が拡大するため、e-Taxの利用手続の簡便化・メリット等について、テレビCM、ポスター、国税庁ホームページなどにより重点的に周知することとした。